

## 困難なくらしを乗り越え歩みだす消費者運動

戦後の日本人の消費生活は、食べるものすらまともに手に入らない、生命をかけたたいへん深刻な状況からスタートしましたが、それは約30万人の国民が窮乏を訴えて集まった「食糧メーデー」で頂点に達します。

しかしそんな悲惨な状況にあっても、人体に与えるリスクがとてつもない「黄変米」を配給するという政府の決定に対しては、主婦連合会をはじめ多くの女性団体や日本生協連が陳情・抗議活動を行い、これが地方議会へも波及することで、多くの地域で配給中止の成果を得たのでした。

一方でこのころ、戦後の財閥解体で一時抑えられていた企業独占や集中の動きが再び始まったり、カルテルや価格管理で、ただでさえ厳しい物価高騰をさらに後押ししていきます。これに対する諸物価値上げ反対運動は、主婦を中心とした女性団体・生協・労働組合などの連携で行われ、東京だけでなく、全国の各地で市民団体のあいだの連携が進んでいく契機となりました。その後も食糧難や物価高騰が続く中で、家計を担っていた主婦たちを中心に不良品追放を訴えて不買運動などが起こりますが、やがては主婦連合会が日用品審査部を設置して市民団体による自主的商品検査を始めるなど、企業の社会的責任を実践的に考えて解決を求めていく、本格的な消費者運動が育っていくこととなります。

### 全国消団連誕生まで

1945	大阪の主婦による「米よこせ風呂敷デモ」
1946	東京都内各地で「米よこせ大会」がおこる 5月 食糧メーデーに30万人参加
1947	4月 婦人参政権行使、第1回参議院選挙 7月 独占禁止法施行 12月 食品衛生法公布
1948	4月 東京都地域婦人団体連盟結成 9月 不良マッチ退治主婦大会 10月 主婦連合会結成 12月 物価値下げ運動全国主婦総奮起大会
1950	主婦連合会に日用品審査部を設置 主婦連合会が有害色素オーラミン(合成着色料)の試買テストを実施
1951	3月 日本生活協同組合連合会結成
1952	7月 全国地域婦人団体連絡協議会結成
1953	厚生省がオーラミンの使用の禁止措置 12月 水俣病発生
1954	7月 黄変米配給反対運動(主婦連・日本生協連・婦団連・婦人有権者同盟などが陳情・抗議運動)

#### 用語解説

#### 独占禁止法

「国民経済の民主的で健全な発達および消費者の利益を確保すること」を目的に、事業者間の公正で自由な競争を促進するための法律。2006年4月の改正で、課徴金の算定率や罰則が厳しくなり、自主申告を早期に行った事業者は課徴金が減免されるしくみが導入された。以下の行為を禁止している。

**【独占】**事業者が単独もしくは他の事業者と共同で、不当な低価格販売で競争相手を市場から排除したり新規参入を妨害して市場を独占したり、有力な事業者が株式の取得や役員のパイプなどにより、他の事業者の事業活動に制約を与えて市場を支配しようとする行為。

**【カルテル】**事業者・業界団体が相互に連絡を取り合いながら商品価格を不当に吊り上げる行為で世界各国で厳しく規制。

**【入札談合】**入札の前に参加する事業者が相談して、受注業者や金額を決めてしまう行為。

**【不正取引】**複数の事業者が共同で特定の事業者との取引を拒絶する、取引先や販売地域によって商品やサービスの対価に大きな差をつける、仕入れ価格を大幅に下回るような不当に安い価格で継続的に販売して他の事業者の活動を困難にするといった行為のほか、抱き合せ販売・優越的地位の濫用・再販売価格の拘束といった行為。



● 1957年2月歴史的な「消費者宣言」が採択された(第1回)全国消費者大会。演壇中央は奥むめお氏(初代主婦連合会会長)